

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年5月12日提出
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-5208-5211
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	TOPIXペア2倍上場投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初自己設定額 100億円を上限とします。 (2)継続申込額 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

TOPIXペア2倍上場投信（以下「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

当初自己設定：100億円を上限とします。

継続申込期間：1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

当初自己設定：1口当たり10,000円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（6）【申込単位】

2万口以上1万口単位とします。

詳しくは、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

当初自己設定：平成26年 5月28日

継続申込期間：平成26年5月 29日から平成27年 7月3日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>
ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>
電話番号：03-5208-5211
(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

(9) 【払込期日】

当初自己設定

自己設定にかかる発行価額の総額（設定総額）は、ファンドの関係法人によって当初設定日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

継続申込期間

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

TOPIXペア2倍上場投信（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、TOPIXダブルインバース（-2倍）指数を対象指標とし、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用することにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指します。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	M M F	インデックス型 (ブル・ペア型)
		債 券		
	海 外	不動産投信	M R F	
追加型投信	内 外	その他資産()	E T F	特殊型
		資産複合		

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年 1回	グローバル	日経 225	ブル・ペア型
	年 2回	日本		
	年 4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他の債券 クレジット属性()	年 6回 (隔月)	欧州	T O P I X	条件付運用型
	年 12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	その他 (T O P I Xダブル インバース(-2 倍) 指数)	ロング・ショート 型/絶対収益追求型
	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
その他資産 (株価指数先物)				
資産複合 ()		エマージング		その他 ()
資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、株価指数先物取引のうちTOPIXダブルインバース（-2倍）指数を対象とするものを主要投資対象としてあります。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（株価指数先物））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF（マネー・マネジメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい

う。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

ファンドの特色

■主要投資対象

短期の公社債を主要投資対象とし、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。

* TOPIXダブルインバース(−2倍)指数について

TOPIXダブルインバース(−2倍)指数は、下記の計算式を用いて原指標であるTOPIX(配当なし)の前日比変動率(%)*に対して一定の負の倍数、すなわち−2倍、を乗じた変動率となるように計算された指数です。

当日の指数值 = 前日の指数值 × (1 − 2倍 × TOPIX(配当なし)の前日比変動率)

*前日比変動率(%)は、小数第3位四捨五入

TOPIXダブルインバース(−2倍)指数の基準日は平成23年12月30日であり、基準値は10,000ポイントです。

TOPIXダブルインバース(−2倍)指数は、平成23年12月30日の値を10,000として基準化したものであるため、原指標であるTOPIX(配当なし)の値とは異なります。

当ファンドの対象指標となるインバース型指標の特性・留意点など

1. インバース型指標の特性および留意点

インバース型指標は、値動きや想定されるリターンが通常の指標とは異なる特性を有しています。

(1)特性

- ・TOPIXダブルインバース(−2倍)指数は、変動率がTOPIX(配当なし)(以下、「TOPIX」といいます。)の日々の変動率の−2倍となるように算出されているため、前営業日と比較するとその変動率はTOPIXの−2倍となります。2営業日以上離れた期間での比較においては、複利効果により、TOPIXの変動率の−2倍以上又は未満となる場合があります。
- ・特に、TOPIXが上昇・下落を相互に繰り返す場合、上記の複利効果によりTOPIXダブルインバース(−2倍)指数は過減していくという特性があり、このような場合、投資者は利益を得にくくなりますので留意が必要です。
- ・TOPIXダブルインバース(−2倍)指数は、TOPIXが下落トレンドにある場合において、さらに強く上昇する指標であるため、TOPIXの下落を見込む場合には有用です。

(2)留意点

<例1. 原指標が下落局面にある場合>

図1のように、原指標であるTOPIXが一方的に下落する局面を考えます。このとき、「TOPIXダブルインバース(−2倍)指数」の日々の変動率は、原指標の日々の変動率の−2倍を達成しています。

しかしながら、2営業日以上離れた期間の場合(基準日→2日目)を比較してみると、TOPIXが14.5%下落(100→85.5)したのに対し、「TOPIXダブルインバース(−2倍)指数」は32%上昇(100→132.0)しており、その変動率は原指標の変動率の完全な−2倍にはなりません。

このようにインバース型指標は、相場の下落局面でもリターンを狙うことが可能ですが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の−2倍)とは異なる上昇率となってしまう点(注:例1の32%上昇は、14.5%下落の−2倍である29%上昇とは異なります。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。



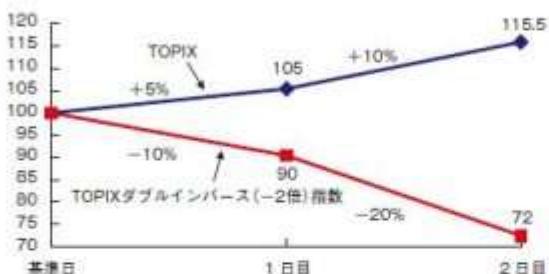
<例2: 原指標が上昇局面にある場合>

次に、図2のように原指標であるTOPIXが一方的に上昇する局面を考えます。このとき、「TOPIXダブルインバース(-2倍)指数」の日々の変動率は、やはり原指標の日々の変動率の-2倍を達成しています。

しかしながら例1と同様に、基準日から2日目にかけての変動率を見ると、TOPIXが15.5%上昇(100→115.5)したのに対し、「TOPIXダブルインバース(-2倍)指数」は28%下落(100→72.0)しており、その変動率は原指標の変動率の完全な-2倍にはなりません。

このようにインバース型指標は、相場の上昇局面においては下落していきますが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の-2倍)とは異なる下落率となってしまう点(注:例2の28%下落は、15.5%上昇の-2倍である31%下落とは異なります。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。

図2



<例3. 原指標が下落・上昇を繰り返す場合>

最後に、図3のように原指標であるTOPIXが下落・上昇を繰り返す局面を考えます。このときも、「TOPIXダブルインバース(-2倍)指数」の日々の変動率は、原指標の日々の変動率の-2倍を達成しています。

しかしながら、TOPIXは下落・上昇を繰り返しながらも3日目に基準日と同じ水準(100→100)に戻っているのに対し、「TOPIXダブルインバース(-2倍)指数」は複利効果が働くため、100→95.6と基準日と同じ水準に回復していません。

このように、相場の方向感が定まらず、原指標が下落や上昇を相互に繰り返した場合、インバース型指標は複利効果によって、原指標と比較してパフォーマンスが透減していくという特性がありますので留意が必要です。

図3



2. 原指標に連動するETFとの利益・損失の違い

変動率が原指標の変動率の-2倍となるよう算出されるインバース型指標の場合、原指標とは逆の利益・損失となり、かつ、日々の変動率が大きくなるため、利益・損失の額がともに大きくなります。

3. 留意すべき投資スタイル

- ・インバース型指標は、中長期にわたって投資をする場合、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性があり、留意が必要です。

- ・原指標の上昇と下落が相互に繰り返されるような相場においては、複利効果により、原指標と比較して指標のパフォーマンスが透減していくという特性があり、投資者は利益を得にくくなりますので、留意が必要です。

- TOPIXダブルインバース（-2倍）指数の指標値並びにTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指標値の公表、利用などTOPIXダブルインバース（-2倍）指数に関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。
- 株式会社東京証券取引所は、TOPIXダブルインバース（-2倍）指数の指標値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXダブルインバース（-2倍）指数の指標値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
- 株式会社東京証券取引所は、TOPIXダブルインバース（-2倍）指数の指標値及びTOPIXの商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIXダブルインバース（-2倍）指数の指標値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- 株式会社東京証券取引所は、TOPIXダブルインバース（-2倍）指数の指標値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、株式会社東京証券取引所は、TOPIXダブルインバース（-2倍）指数の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- 当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。
- 株式会社東京証券取引所は、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を負いません。
- 株式会社東京証券取引所は、当社又は当ファンドの購入者のニーズを、TOPIXダブルインバース（-2倍）指数の指標値を算出する構成銘柄、計算に考慮するものではありません。
- 以上の項目に限らず、株式会社東京証券取引所は当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

取引所における売買

上場日：平成26年5月29日

上場市場：東京証券取引所

売買単位：10口単位

手数料：申込みの取扱会社が独自に定める金額

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

■投資方針

- ①当ファンドは、TOPIXダブルインバース（-2倍）指数を対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。当該取引の売り建て総額が純資産総額に対して約2倍程度になるように調整を行ないます。
- ②信託財産に短期の公社債を組入れます。
- ③当ファンドを終了することとなった場合は、上記のような運用ができない場合があります。
- ④市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

■投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には、制限を設けません。
投資信託証券への投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
有価証券指数等先物取引 および有価証券オプション取引の指図	わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
デリバティブへの投資	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行ないません。

■分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行ないません。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年4月3日を決算日とします。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

・受益権が上場されます。

下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口単位です。

手数料は申込みの取扱い会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱い会社へお問い合わせください。

信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成26年5月28日

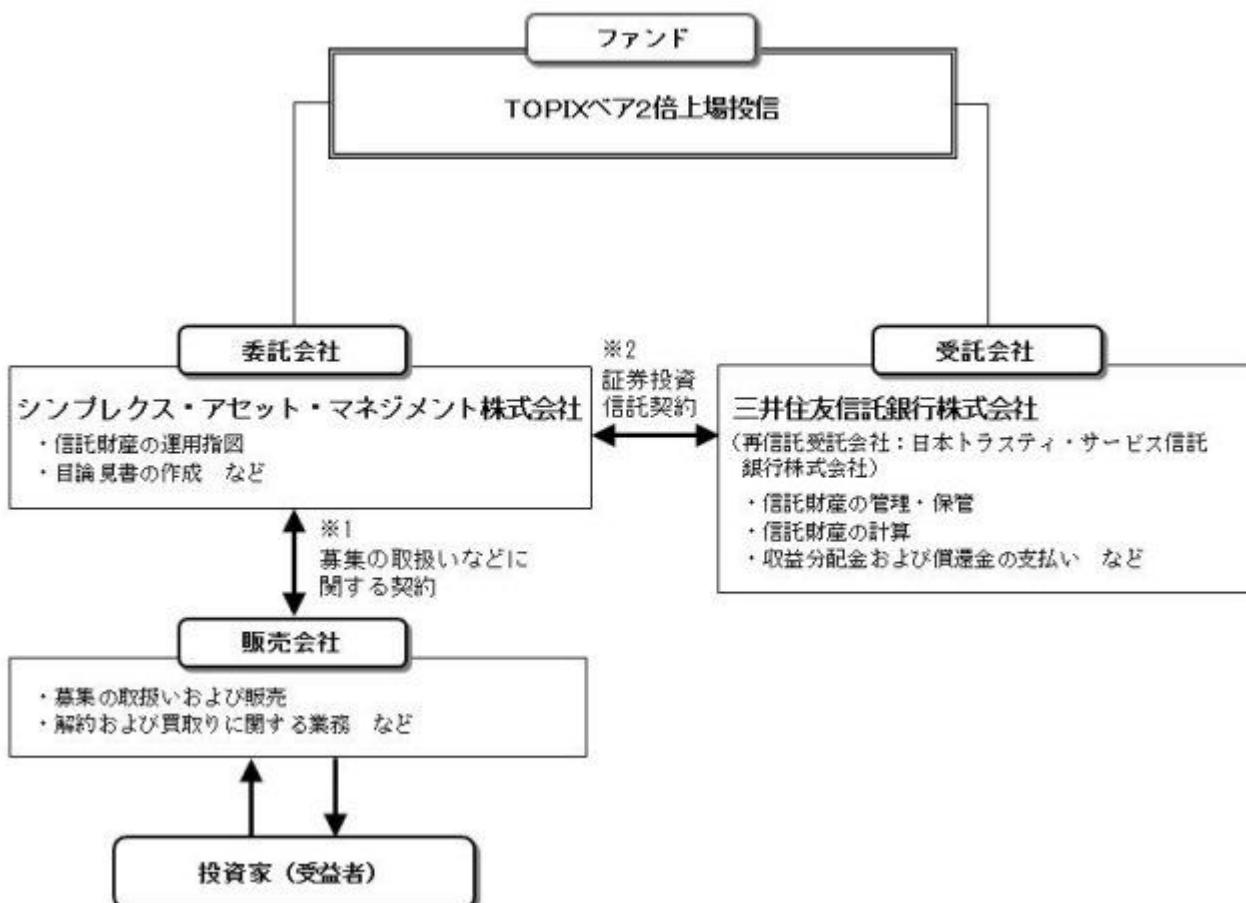
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

平成26年5月29日

- ・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、解約および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（平成26年3月末現在）

1) 資本金

370百万円

2) 沿革

平成11年11月：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立
平成11年12月：投資顧問業の登録 関東財務局長 第903号
平成12年5月：投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第27号
平成13年4月：投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第5号
平成19年9月：金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第341号

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

この信託は、TOPIXダブルインバース（-2倍）指数を対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。当該取引の売り建て総額が純資産総額に対して約2倍程度になるように調整を行ないます。

信託財産に短期の公社債を組入れます。

この信託を終了することとなった場合は、上記1号および2号のような運用ができない場合があります。市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

外貨建資産への投資は行ないません。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

二. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）

6. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを行ないます。）

7. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定め

るものをいいます。）

金融商品の指図範囲

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

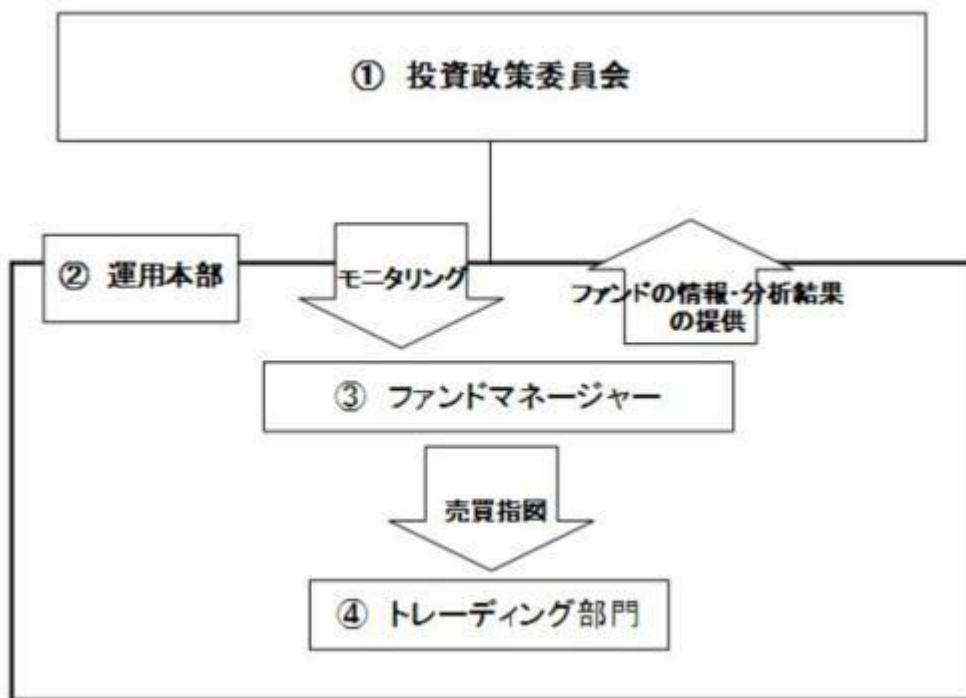
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（3）【運用体制】

当ファンドの運用体制



投資政策委員会

投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

- * 投資政策委員会の構成員は、15名程度、運用本部は、10名程度、トレーディング部門は、3名程度で構成されています。

ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、投資判断者服務規程、信用取引に係る社内規則、債券の貸借取引等に係る業務規則、資金の借入れに係る業務規則、コールローンの取り手選定に係る規則、外国為替予約に係る業務規則、有価証券先物取引等取扱規則、株式の貸付に係る社内規則及び売買執行に関する基準（株式及び債券）、取引執行に関する基準（店頭デリバティブ取引）等を設けて遵守すべき基本的な事項を定めています。

上記は平成26年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

収益分配方針

- 1) 信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行いません。
- 2) 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- 3) 每計算期末に信託財産から生じたイ)に掲げる利益の合計額は、口)に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
イ) 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、解約差益金
口) 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、解約差損金

収益分配金の支払い

原則として受託会社が、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

（5）【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるもののうち、株価指数に係るものに限ります。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるもののうち、株価指数に係るものに限ります。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 4) デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- 5) 外貨建資産への投資は行ないません。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドは、公社債等、短期金融資産（以下「有価証券等」）を投資対象とし、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用するため、これらの価格変動の影響により基準価額は変動します。また、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用するため、基準価額は大きく変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と

異なります。また、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドに投資される前に当ファンドの性質、複雑性および内在するリスクがご自身の投資経験や財務状況に照らして投資目的に合致しているかどうかご確認ください。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

株価指数先物取引の利用に伴うリスク

株価指数先物の価格は、対象指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を売り建てている場合において、先物価格が下落すれば収益が発生し、上昇すれば損失が発生します。ファンドで行なっている株価指数先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、先物を売り建てている場合のわが国の株式市場の上昇によって、わが国の株式市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。

株価変動によるリスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく変動することがあります。当ファンドの対象指標は、原指標（TOPIX（配当なし））の前日比変動率（%）に対して一定の負の倍数、すなわち - 2 倍を乗じた変動率となるように計算された指標であるため、株価が上昇した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、組入銘柄の株価が大きく変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

金利変動リスク

当ファンドでは、公社債やコール・ローン等を投資対象とします。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、損失が生じることがあります。

信用リスク

当ファンドは、公社債等に投資します。一般に、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

また、短期金融資産においても債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

デリバティブ取引に関するリスク

当ファンドは、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。株価指数先物取引などのデリバティブ取引の価値は基となる原資産価値等に依存し、またそれによって変動します。デリバティブ取引の価値は、種類によっては、基となる原資産の価値以上に変動することや、原資産とデリバティブ取引との間の相関性を欠いてしまう可能性もあります。また、流動性を欠く可能性、市場混乱時や取引相手の倒産等により当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスク等があります。これらデリバティブ取引に関するリスクによって、損失が生じることがあります。

レバレッジに関するリスク

当ファンドは、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用してあり、また、対象指標の特性により、当該取引の売り建て総額は信託財産を上回るレバレッジがかかります。そのため、信託財産に対して大きな損失が生じる場合があります。株価指数先物取引の売り建て総額は、純資産総額に対して約 2 倍程度となります（レバレッジ比率）。

流動性リスク

有価証券等や株価指数先物取引を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となる可能性があります。また、金融商品取引所等の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等及び株価指数先物取引の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等や株価指数先物取引を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の

下落要因となります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

・ 対象指標について

- a . 対象指標は、原指標（TOPIX（配当なし））の前日比変動率（%）に対して一定の負の倍数、すなわち - 2 倍、を乗じた変動率となるように計算された指標です。
- b . 対象指標は、変動率がTOPIX（配当なし）の日々の変動率の - 2 倍となるように算出されているため、前営業日と比較するとその変動率はTOPIX（配当なし）の - 2 倍となります。2営業日以上離れた期間での比較においては、複利効果により、TOPIX（配当なし）の変動率の - 2 倍以上又は未満となる場合があります。
- c . 特に、TOPIX（配当なし）が上昇・下落を相互に繰り返す場合、上記の複利効果により対象指標は遞減していくという特性があり、このような場合、投資者は利益を得にくくなりますので留意が必要です。
- d . 対象指標は、相場の下落局面でもリターンを狙うことが可能であり、また下落局面においてより大きなリターンを狙うことが可能ですが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率（原指標の - 2 倍）とは異なる上昇率となってしまう点（注：原指標の下落率の完全な - 2 倍の上昇率にはならない場合。）、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。
- e . 対象指標は、相場の上昇局面においては原指標よりも大きく下落していきますが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率（原指標の - 2 倍）とは異なる下落率となってしまう点（注：原指標の上昇率の完全な - 2 倍の下落率にはならない場合。）、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。
- f . 対象指標は、相場の方向感が定まらず、原指標が下落や上昇を相互に繰り返した場合、インバース型指標は複利効果によって、原指標と比較してパフォーマンスが遞減していくという特性がありますので留意が必要です。
- g . 対象指標に連動する当ファンドは、原指標に連動するファンドに比べ、逆の利益・損失となり、かつ、日々の変動率が原指標よりも大きくなるため、利益・損失の額がともに大きくなますが、中長期にわたって投資をする場合、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性があり、留意が必要です。原指標の上昇と下落が相互に繰り返されるような相場においては、複利効果により、原指標と比較して指数のパフォーマンスが遞減していくという特性があり、投資者は利益を得にくくなっていますので、留意が必要です。

・ 対象指標とファンドの基準価額のかい離

当ファンドは、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用することにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目標として運用を行ないますが、以下のような要因により、対象指標と完全に一致した運用成果をお約束するものではありません。

- a . 株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用しますが、当該取引の値動きと対象指標との値動きが一致しないことにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
- b . 株価指数先物取引には先物満期日（以下「限月」）があるため、当該先物取引を異なる限月の取引に乗り換えていくこと（「ロールオーバー」といいます。）となります。このとき、売り建てている先物を買い戻し、乗り換え対象となる限月の先物を売り建てるになりますが、限月が異なるため2つの先物取引には元来価格差があります。それにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じことがあります。
- c . 対象指標の特性により、株価指数先物取引の売り建て総額が信託財産の純資産総額の約2倍程度になりますが、必ずしも正確な2倍ではなく、2倍を上回ること、または下回ることもあります。それにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じことがあります。
- d . 資金の流入から実際に株価指数先物取引を売り建てるためのタイミングのずれの発生により、対象指標の変動率と基準価額の変動率にかい離が生ずる可能性があります。
- e . 信託報酬等のコスト負担が基準価額の変動率とのかい離の要因になります。

・対象指標の原指標と当ファンド

対象指標は、原指標（TOPIX（配当なし））の前日比変動率（%）に対して一定の負の倍数、すなわち - 2 倍、を乗じて算出される指標です。

原指標に連動する ETF と比較した場合、当ファンドのような変動率が原指標の変動率の - 2 倍となるよう算出されるインバース型指標の場合、原指標とは逆の利益・損失となり、かつ、日々の変動率が大きくなるため、利益・損失の額がともに大きくなります。

また、その他の留意点の「対象指標について」および「対象指標とファンドの基準価額のかい離」の要因により、原指標の変動率の - 2 倍と当ファンドの基準価額の変動率にかい離が生じます。

・換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

当ファンドは、株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の1.または2.に該当する場合には、販売会社は、当日の取得申込みの受け付けの中止、当日の取得申込みの取消しまたはその両方を行なうものとします。また、次の1.または2.に該当する場合には、委託会社は、当日の一部換金（解約）の実行の請求の受け付けを中止することができるほか、当日の一部換金（解約）の実行の請求を取消すことができます。

1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会が行なわれないときもしくは停止されたとき
2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当該各ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

また、委託会社が別に定める申込上限口数を超えた口数または換金（解約）請求上限口数を超えた口数については、委託会社は申込の受け付けまたは換金（解約）請求を受け付けることをいたしません。

・金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び換金（解約）請求の受け付けを中止することがあります。

・分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。

・当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び派生商品取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。

・当ファンドの受益権は、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当ファンドの運用に対する評価や当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象指標や基準価額と一致した推移とならず、一般にかい離を生じます。また、当ファンドの受益権は当該取引所において活発な取引が行われるという保証はありません。したがって、当ファンド受益権の取引がまったく行なわれなかつたり取引が行なわれたとしても制限的で当ファンドの受益権の当該取引所における取引価格に悪影響したり購入者が処分に窮する場合があります。また、同取引所においてどのような価格で取引がなされるのかを予想することはできません。さらに、指定参加者（当ファンドの募集の取り扱いを行なう者で、当ファンドの販売会社。）は当ファンド受益権の当該取引所における円滑な流通の確保に努めることとなっておりますが、継続的に呼び値を提示する義務を負うものではありませんので、市場での需給の状況によっては、当ファンドを希望する時にまたは希望する価格で売買することが困難となる場合又は売買すること自体が不可能となる場合があります。

・受益権の総口数が10万口を下回った場合、信託期間中であっても償還されることがあります。

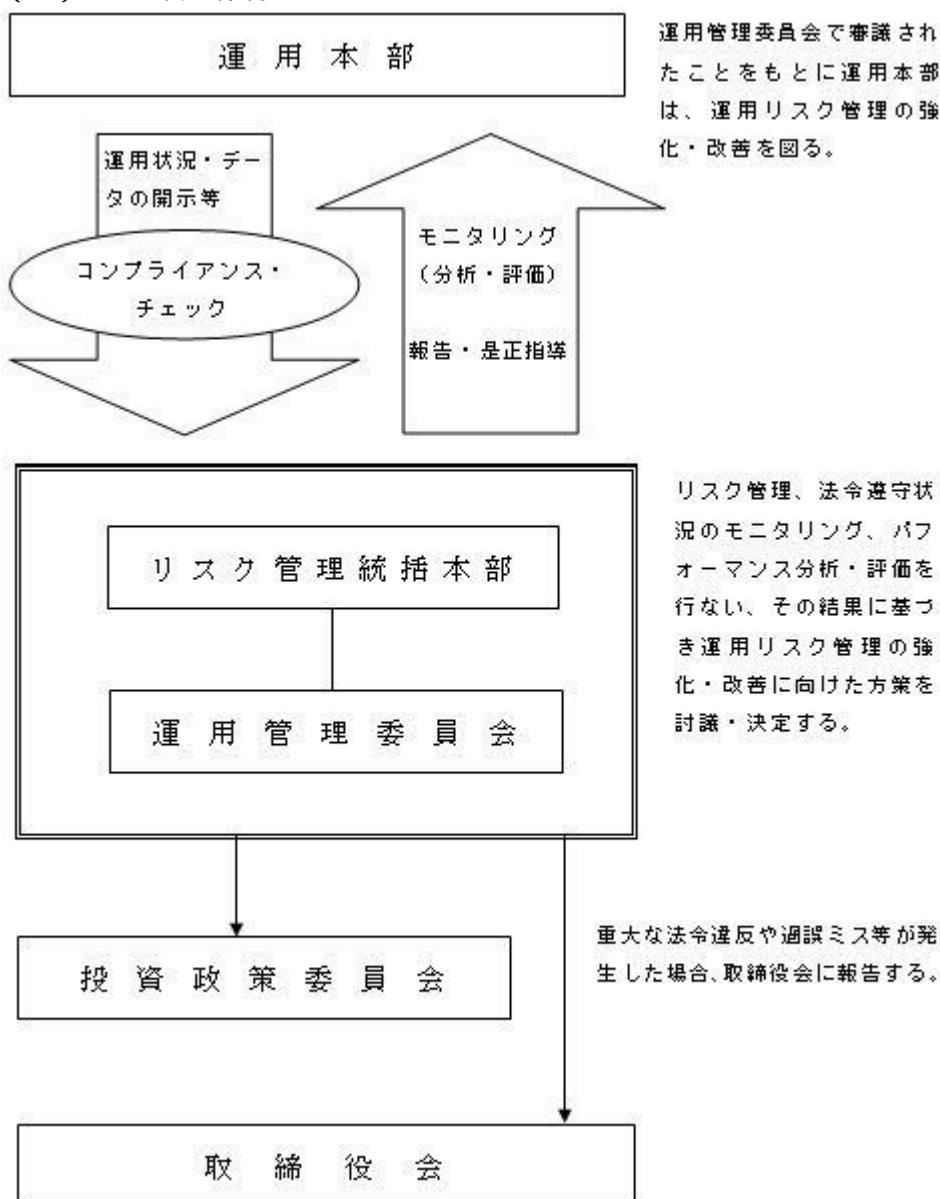
・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、対象指標が廃止された場合は、繰り上げ償還されます。

・適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用は

ありません。

(2) リスク管理体制



上記は平成26年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

販売会社は、受益者が解約請求を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

信託財産留保額

ありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.81%（税抜0.75%）以内の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬が税抜0.75%（有価証券届出書提出日現在）の場合の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）		
合計	委託会社	受託会社
0.75%	0.70%	0.05%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

当ファンドに関する組入有価証券および先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約代金の支払資金等に不足額が生じるときに資金の借入を行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、隨時、信託財産中から支弁します。

上記に定める諸費用にかかわりなく、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記a．からg．までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- a．この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- b．振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- c．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- d．目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- e．信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- f．運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- g．この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- h．格付の取得に要する費用
- i．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）
- j．受益権の上場に係る費用
- k．対象指標その他これに類する標章の使用料

（年間ファンドの純資産総額に対し年率0.06%を乗じて得た金額、ただし、100万円を最低金額とします。）

ファンドの上場に係る費用

- ・新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.0081%（税抜0.0075%）。

・毎年末の純資産総額に対して、0.0081%（税抜0.0075%）及びTDnet利用料。

委託会社は、上記 および に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を定期的に見直すことができます。

上記 に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託会社は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にも見直すことができるものとします。

上記 の場合において、上記 および に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（上記 に規定する見積率の上限は、年10,000分の20とします。）を乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日計上され、委託会社が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

3) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）および収益分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、証券会社において分配金などを受け取るための「株式数比例配分方式」を選択していない場合は、NISAをご利用になれません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれ、他の法人所得と合算して課税されます。

3) 解約金および償還金に対する課税

受益権の解約価額および償還価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

4) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

（1）【投資状況】

該当事項はありません。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【收益率の推移】

該当事項はありません。

（4）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

(2014年5月12日現在)

ファンドは平成26年5月28日に当初の設定を行なう予定です。したがって有価証券届出書提出日現在、記載する運用実績は存在しておりません。

<基準価額・純資産の推移>

該当事項はありません。

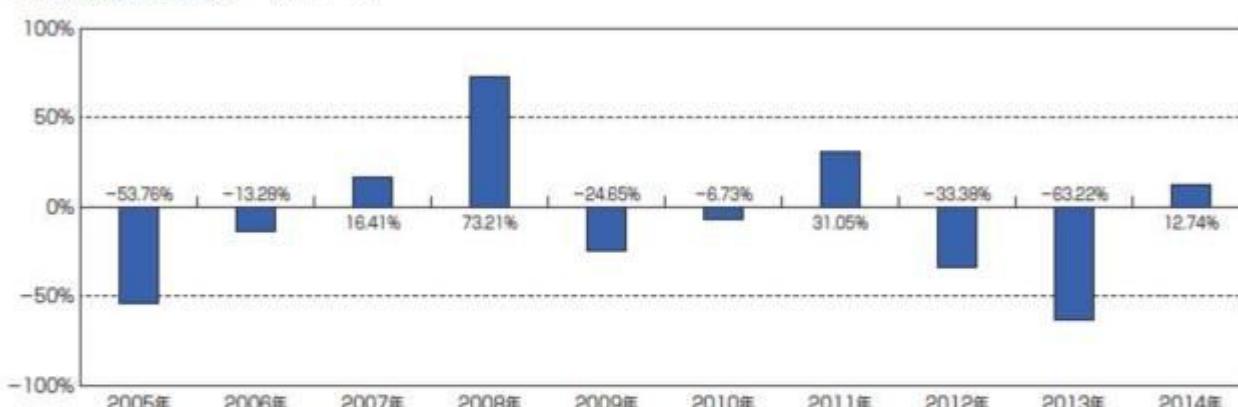
<分配の推移>

該当事項はありません。

<主要な資産の状況>

該当事項はありません。

<年間収益率の推移> (歴年ベース)



・上記は、対象インデックス(TOPIXダブルインバース(-2倍)指数)の年間騰落率です。

・2014年は、2014年3月末までの騰落率です。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込方法

・販売会社は、平成26年5月29日以降、分割される受益権を、取得申込日の午後1時半までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数(2万口)以上かつ委託会社が別に定める申込上限口数以内の口数で委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後1時半以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。

・当ファンドは、東京証券取引所に上場(平成26年5月29日上場予定)しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行なう売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

(2) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(3) 取扱時間

原則として、午後1時半までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(4) 上記(1)の規定にかかわらず、委託会社は、下記のa. ~ d. の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。

- a. 毎計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで
- b. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- c. 上記a. ~ b. のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れるあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- d. なお、上記a. ~ c. に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。

(5) 株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の1. ~ 2. に該当する場合には、委託会社は、当日の取得申込の受け付けを中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行なうものとします。

- 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき
- 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

(6) 申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

2万口以上で販売会社が定める単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>
ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>
電話番号：03-5208-5211
(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 受益権の解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低口数（2万口）以上かつ委託会社が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後1時半までに、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

(2) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(3) 取扱時間

原則として、午後1時半までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。な

お、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

- (4) 上記(1)の規定にかかわらず、委託会社は、下記のa. ~ d. の期日および期間における受益権の解約請求については、原則として、当該解約請求の受付けを停止します。
- a. 每計算期間終了日の5営業日前から前営業日まで
 - b. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
 - c. 上記a. ~ b. のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
 - d. なお、上記a. ~ c. に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、解約請求の申込みを受け付ける場合があります。
- (5) 株価指数先物取引のうち、主として取引を行なうものについて、次の1. ~ 2. に該当する場合には、委託会社は、当日の解約請求の受付けを中止、当日の解約請求の取り消しまたはその両方を行なうものとします。
- 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会が行なわれないとき、もしくは停止されたとき
 - 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
- (6) 解約制限
- 委託会社が別に定める換金請求上限口数を超えた口数については、換金を受付けません。
- (7) 解約価額
- 解約請求受付日の基準価額とします。
- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
- 委託会社の照会先
<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>
ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>
電話番号：03-5208-5211
(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)
- (8) 手取額
- 1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
- 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (9) 解約単位
- 2万口以上で委託会社が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位
- 販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (10) 解約代金の支払い
- 原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
- (11) 受付の中止および取消
- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
 - ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以後の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

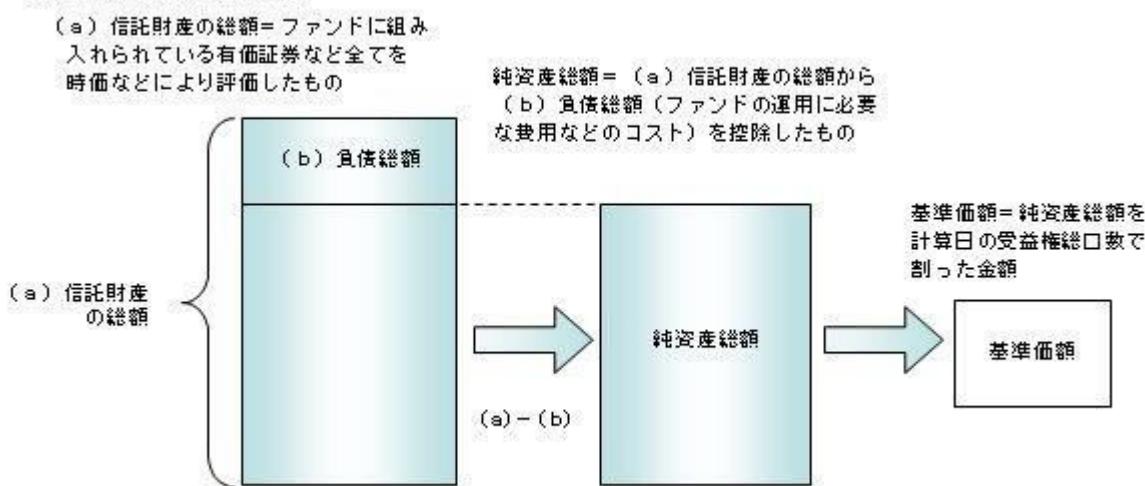
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を含みます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

国内公社債

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

有価証券先物取引等（国内）

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>
 ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>
 電話番号：03-5208-5211
 （9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします（平成26年5月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（4）【計算期間】

原則として毎年4月4日から翌年4月3日までとします。

ただし、第1計算期間は平成26年 5月28日から平成27年 4月3日までとします。

（5）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 平成28年6月1日以降、受益者の解約により受益権の口数が10万口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 - ロ) T O P I X ダブルインバース（-2倍）指数が廃止された場合、公示性または市場性が失われたとき、継続性を失わせるような改定が行なわれたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合
 - ハ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

二) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

- 亦) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- ヘ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
なお、上記イ)について、すべての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。

- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

原則として受託会社または取扱会社が、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。

信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

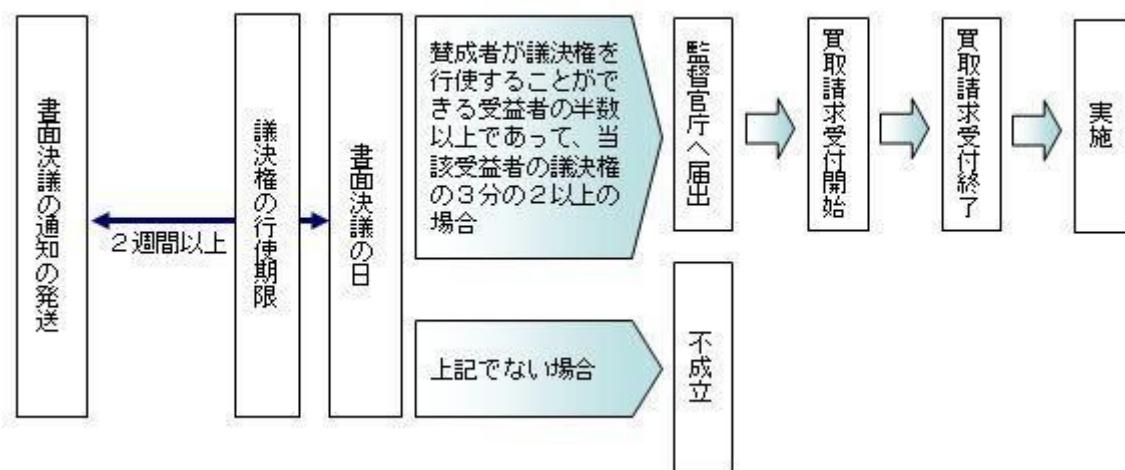
書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおい

て併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜書面決議の主な流れ＞



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.simplexasset.com/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行ないません。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

- ・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行ないます。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行なうことができます。
- ・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

- ・信託期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの償還金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（4）受益権の買取請求権

受益者が保有する受益権の口数の合計が、金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、販売会社に対して、受益権の買取りを請求することができます。

（5）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの運用は、平成26年 5月28日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- (2) ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、特定計算期間毎に作成する有価証券報告書および特定計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。
- (3) 委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額

平成26年3月末現在	資本金	370百万円
	発行する株式の総数	12,000株
	発行済株式総数	7,400株

過去5年間における主な資本金の増減

該当事項はありません。

2【事業の内容及び営業の概況】

- 委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。
- 平成26年3月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託の総ファンド数は67本であり、当該ファンドの純資産総額の合計は347,344百万円です。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	43	286,307
単位型株式投資信託	16	56,995
単位型公社債投資信託	8	4,042
合計	67	347,344

3【委託会社等の経理状況】

(1) 年次財務諸表

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任あづさ監査法人により監査を受けております。

(2) 中間財務諸表

- 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任あづさ監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 (平成24年3月31日現在)		当事業年度 (平成25年3月31日現在)	
		金額		金額	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			1,027,027		2,073,597
2 前払費用			4,370		13,292
3 未収委託者報酬			97,659		145,129
4 未収運用受託報酬			190,524		425,043
5 その他			11,237		28,583
流動資産計			1,330,818		2,685,645
固定資産					
1 有形固定資産			8,769		52,756
(1)建物付属設備	*1	6,199		*1	40,229
(2)器具備品	*1	2,569		*1	12,526
2 無形固定資産			1,390		1,108
(1)電話加入権		761		761	
(2)ソフトウェア	*2	343		*2	151
(3)協会基金	*2	285		*2	195
3 投資その他の資産			72,492		126,561
(1)投資有価証券		-		51,253	
(2)出資金		10,000		10,000	
(3)長期差入保証金		62,492		65,307	
固定資産計			82,651		180,426
資産合計			1,413,469		2,866,071

科目	期別	前事業年度 (平成24年3月31日現在)		当事業年度 (平成25年3月31日現在)	
		金額		金額	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			15,913		18,663
2 未払金			198,875		412,419
3 関係会社未払金			18,174		3,497
4 未払費用			11,788		20,037
5 未払法人税等			65,501		485,028
6 未払消費税等			21,472		56,672
7 前受金			3,137		5,124
流動負債計			334,863		1,001,444
固定負債					
1 長期末払金			-		18,978

2 資産除去債務		16,709	23,265
3 繰延税金負債		1,811	3,504
固定負債計		18,521	45,749
負債合計		353,384	1,047,193
(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金		370,000	370,000
2 利益剰余金			
(1)利益準備金	19,980		19,980
(2)その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	670,105		1,428,898
利益剰余金計		690,085	1,448,878
株主資本計		1,060,085	1,818,878
純資産合計		1,060,085	1,818,878
負債・純資産合計		1,413,469	2,866,071

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
		金額		金額	
営業収益					
1 委託者報酬		1,130,901		2,424,954	
2 運用受託報酬		272,809		609,011	
3 その他営業収益		57	1,403,769	149	3,034,115
営業費用					
1 支払手数料		99,020		75,872	
2 調査費					
(1)調査費		21,927		22,076	
(2)委託調査費		144,711		460,835	
3 委託計算費		40,326		61,804	
4 通信費		7,348	313,334	6,345	626,934
一般管理費					
1 給料					
(1)役員報酬	*2	271,316		306,666	
(2)給料・手当		223,712		236,238	
(3)賞与・退職金等		156,023		366,350	
2 交際費		3,285		3,711	
3 旅費交通費		16,092		13,678	
4 業務事務委託費		18,866		15,499	
5 租税公課		4,986		11,439	

6 不動産賃借料		85,124		99,051	
7 固定資産減価償却費		3,839		8,417	
8 諸経費	*1	87,504	870,750	*1	85,345
営業利益					1,146,399
営業外収益			219,683		1,260,781
1 受取利息		82		154	
2 為替差益		-		29,376	
3 受取配当金		-		1,350	
4 その他の営業外収益		342	424	686	31,567
営業外費用					
1 支払利息		32		-	
2 為替差損		130		-	
3 その他の営業外費用		-	162	16	16
経常利益			219,944		1,292,332
特別損失					
1 固定資産除却損		101	101	*1	8,814
税引前当期純利益			219,843		1,283,517
法人税、住民税及び事業税		93,369		523,032	
法人税等調整額		716	92,653	1,692	524,725
当期純利益			127,190		758,792

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位 : 千円)

科 目	期 別	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
株主資本					
資本金					
当期首残高			370,000		370,000
当期末残高			370,000		370,000
利益剰余金					
利益準備金					
当期首残高			19,980		19,980
当期末残高			19,980		19,980
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金					
当期首残高			542,915		670,105
当期変動額					
当期純利益			127,190		758,792
当期変動額合計			127,190		758,792
当期末残高			670,105		1,428,898
株主資本合計					
当期首残高			932,895		1,060,085

当期変動額		
当期純利益	127,190	758,792
当期変動額合計	127,190	758,792
当期末残高	1,060,085	1,818,878
純資産合計		
当期首残高	932,895	1,060,085
当期変動額		
当期純利益	127,190	758,792
当期変動額合計	127,190	758,792
当期末残高	1,060,085	1,818,878

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 8年～18年

器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

[会計方針の変更]

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

* 1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物付属設備	12,196千円	16,398千円
器具備品	20,447千円	13,928千円
計	32,644千円	30,327千円

* 2無形固定資産償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
ソフトウェア	2,309千円	2,500千円
協会基金	165千円	255千円
計	2,474千円	2,755千円

(損益計算書関係)

* 1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
諸経費	3,487千円	1,860千円
固定資産除却損	-	7,954千円

* 2役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
取締役	600,000千円	600,000千円
監査役	5,000千円	5,000千円

(株主資本変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年以内	63,643	60,661
1年超	79,785	212,314
合計	143,428	272,975

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

出資金はファンド組成のために拠出した資金であり、減損リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

減損リスク

当社は、出資金について、定期的に出資先の財務状態等をモニタリングしております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注2）

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,027,027	1,027,027	-
(2) 未収委託者報酬	97,659	97,659	-
(3) 未収運用受託報酬	190,524	190,524	-
(4) 長期差入保証金	62,492	62,492	-
資産計	1,377,703	1,377,703	-
(1) 未払金	198,875	198,875	-
(2) 関係会社未払金	18,174	18,174	-
(3) 未払法人税等	65,501	65,501	-
負債計	282,550	282,550	-

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,073,597	2,073,597	-
(2) 未収委託者報酬	145,129	145,129	-
(3) 未収運用受託報酬	425,043	425,043	-
(4) 長期差入保証金	65,307	65,307	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	51,253	51,253	-
資産計	2,760,331	2,760,331	-
(1) 未払金	412,419	412,419	-
(2) 関係会社未払金	3,497	3,497	-
(3) 未払法人税等	485,028	485,028	-
負債計	900,946	900,946	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（資産）

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

（負債）

（1）未払金、（2）関係会社未払金、（3）未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってお

ります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金融債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	1,027,027	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	97,659	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	190,524	-	-	-
(4) 長期差入保証金	-	62,492	-	-
合計	1,315,211	62,492	-	-

当事業年度（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	2,073,597	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	145,129	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	425,043	-	-	-
(4) 長期差入保証金	-	65,307	-	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	-	51,253	-	-
合計	2,643,770	116,561	-	-

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	51,253	51,253	-

合計	51,253	51,253	-
----	--------	--------	---

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(退職給付関係)
該当事項はありません。

(持分法損益等)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	4,619千円	5,916千円
未払事業税	5,101千円	36,958千円
資産除去債務	5,948千円	8,291千円
繰延税金資産小計	15,669千円	51,167千円
評価性引当金	15,669千円	51,167千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
固定資産(除去費用)	1,811千円	3,504千円
繰延税金負債合計	1,811千円	3,504千円
繰延税金負債の純額	1,811千円	3,504千円

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.7%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.0%
住民税均等割	0.1%	0.0%
評価性引当額	0.2%	2.7%
その他	0.5%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.1%	40.8%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、オフィス移転に伴い、資産の除去時点の見積りが延長され、また、新たな資産除去時点における除去費用が固定資産取得時における見積額を超過する見込みであることが明らかになつたため、変更前の資産除去債務残高に6,349千円加算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
期首残高	16,520千円	16,709千円
時の経過による調整額	189千円	207千円
見積りの変更による増加額	-	6,349千円
期末残高	16,709千円	23,265千円

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(単位 : 千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,130,901	272,809	57	1,403,769

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位 : 千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	2,424,954	609,011	149	3,034,115

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(単位 : 千円)

日本	英国バージン諸島	その他	合計
1,234,189	146,929	22,650	1,403,769

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位 : 千円)

日本	英国バージン諸島	その他	合計
2,517,883	497,869	18,362	3,034,115

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	146,929	投資運用・顧問業

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	497,869	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	(被所有)直接・100%	持株会社形式の子会社支配、被支配役員の兼任	事務所施設の賃貸等	3,487	関係会社未払金	18,174

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	(被所有)直接・100%	持株会社形式の子会社支配、被支配役員の兼任	事務所施設の賃貸等固定資産除却損の当社負担分	1,860 7,954	関係会社未払金	3,497
-----	-----------------------------	---------	---------	----------	--------------	-----------------------	------------------------	----------------	---------	-------

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は、一般的の取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英國領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約役員の兼任	運用受託報酬(注1)	146,929	未収運用受託報酬	163,268
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	事務協力関係役員の兼任	委託調査費	9,060	未収金未払金	289 2,027

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英國領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約役員の兼任	運用受託報酬(注1)	497,869	未収運用受託報酬	394,770
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	事務協力関係役員の兼任	委託調査費 事務委託費	7,344 7,152	未払金	3,990

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般的の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス 非上場

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1 株当たり純資産額 143,254円79銭	1 株当たり純資産額 245,794円33銭
1 株当たり当期純利益金額 17,187円90銭	1 株当たり当期純利益金額 102,539円54銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述していません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述していません。

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

1 株当たり純資産額

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益	127,190千円	758,792千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	127,190千円	758,792千円
期中平均株式数	7.4千株	7.4千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位 : 千円)

科目	期別	当中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
		金額	
(資産の部)			
流動資産			
1 現金・預金			2,676,356
2 直販顧客分別金信託			100

3 前払費用			14,863
4 未収委託者報酬			290,034
5 未収運用受託報酬			80,804
6 その他			50,341
流動資産計			3,112,500
固定資産			
1 有形固定資産			46,971
(1)建物附属設備	*1	36,532	
(2)器具備品	*1	10,438	
2 無形固定資産			993
(1)電話加入権		761	
(2)ソフトウェア	*2	81	
(3)協会基金	*2	150	
3 投資その他の資産			133,741
(1)投資有価証券		57,151	
(2)出資金		10,000	
(3)長期差入保証金		66,589	
固定資産計			181,706
資産合計			3,294,206

(単位 : 千円)

科目	期別	当中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
		金額	
(負債の部)			
流動負債			
1 預り金			25,428
2 未払金			65,954
3 未払費用			14,010
4 未払法人税等			483,682
5 未払消費税等			44,778
6 前受金			7,058
流動負債計			640,912
固定負債			
1 長期未払金			16,267
2 資産除去債務			23,378
3 繰延税金負債			4,909
固定負債計			44,555
負債合計			685,468
(純資産の部)			

株主資本		
1 資本金		370,000
2 利益剰余金		
(1)利益準備金	19,980	
(2)その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,215,821	
利益剰余金計		2,235,801
株主資本計		2,605,801
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		2,936
評価・換算差額等計		2,936
純資産合計		2,608,737
負債・純資産合計		3,294,206

(2) 中間損益計算書

(単位 : 千円)

科目	期別	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
		金額
営業収益		
委託者報酬		1,977,654
運用受託報酬		240,308
その他営業収益		31
営業収益計		2,217,994
営業費用		
一般管理費	*1	493,094
営業利益		477,245
営業外収益		
受取利息		1,247,653
受取配当金		200
為替差益		1,142
営業外収益計		13,432
営業外費用		
その他営業外費用		14,774
営業外費用計		45
経常利益		
税引前中間純利益		45
法人税、住民税及び事業税		1,262,383
法人税等調整額		1,262,383
中間純利益		475,855
		395
		786,923

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位 : 千円)

科目	期別	当中間会計期間
		(自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高		370,000
当中間期末残高		370,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		19,980
当中間期末残高		19,980
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		1,428,898
当中間期変動額		
中間純利益		786,923
当中間期変動額合計		786,923
当中間期末残高		2,215,821
利益剰余金合計		
当期首残高		1,448,878
当中間期変動額		
中間純利益		786,923
当中間期変動額合計		786,923
当中間期末残高		2,235,801
株主資本合計		
当期首残高		1,818,878
当中間期変動額		
中間純利益		786,923
当中間期変動額合計		786,923
当中間期末残高		2,605,801
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高		-
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		2,936
当中間期変動額合計		2,936
当中間期末残高		2,936
評価・換算差額等合計		
当期首残高		-
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		2,936
当中間期変動額合計		2,936

当中間期末残高	2,936
純資産合計	
当期首残高	1,818,878
当中間期変動額	
中間純利益	786,923
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,936
当中間期変動額合計	789,859
当中間期末残高	2,608,737

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

期 別	第15期中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>
2 . 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8年～18年 器具備品 3年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
3 . その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第15期中間会計期間末 平成25年9月30日現在
1. 有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 20,095千円
器具備品 15,672千円
2. 無形固定資産の減価償却累計額
ソフトウェア 2,570千円
協会基金 300千円

(中間損益計算書関係)

第15期中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	5,897千円
無形固定資産	114千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第15期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間増 加株式数	当中間会計期間減 少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

(リ - 取引関係)

第15期中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料	
一年以内	60,661千円
一年超	<u>181,983千円</u>
合計	242,644千円

(金融商品関係)

第15期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,676,356	2,676,356	
(2) 未収委託者報酬	290,034	290,034	
(3) 未収運用受託報酬	80,804	80,804	
(4) 長期差入保証金	66,589	66,589	
(5) 投資有価証券 その他の有価証券	57,151	57,151	
資産計	3,170,937	3,170,937	
(1) 未払金	65,954	65,954	

(2) 未払法人税等	483,682	483,682	
負債計	549,636	549,636	

注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

(負債)

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

第15期中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	57,151	52,414	4,737
合計		57,151	52,414	4,737

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第15期中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	23,265千円
時の経過による調整額	112千円
当中間会計期間の期末残高	23,378千円

(セグメント情報等)

第15期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,977,654	240,308	31	2,217,994

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英國バージン諸島	その他	合計
2,017,019	192,127	8,846	2,217,994

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(一株当たり情報)

第15期中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)									
1株当たり純資産額	352,532円16銭								
1株当たり中間純利益金額	106,340円96銭								
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。									
2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">中間純利益</td><td style="width: 40%;">786,923千円</td></tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>普通株式に係る中間純利益</td><td>786,923千円</td></tr> <tr> <td>期中平均株式数</td><td>7,400 株</td></tr> </table>		中間純利益	786,923千円	普通株主に帰属しない金額	-	普通株式に係る中間純利益	786,923千円	期中平均株式数	7,400 株
中間純利益	786,923千円								
普通株主に帰属しない金額	-								
普通株式に係る中間純利益	786,923千円								
期中平均株式数	7,400 株								

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと
(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円 (平成25年9月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券などの管理・計算事務・収益分配金および償還金の支払いなどを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集の取扱い、解約および買取りに関する業務などを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することができます。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

(3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することができます。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではな

い旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

(4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することができます。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

(5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することができます。

(6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることができます。

(7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

(8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載することができます。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月27日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山崎慎司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月20日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山崎慎司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。